

第8次滑川市行政改革大綱

(素案)



令和7年2月

滑川市

目 次

第1	大綱の位置づけ	1
第2	これまでの行政改革の取組状況	1
第3	滑川市をとりまく状況と今後の課題	
1	財政状況	2
2	人口動態	3
3	人事行政の状況	4
第4	行政改革の重点事項	5
第5	改革の推進体制	6

第1 大綱の位置づけ

本市では、目指すまちづくりの将来ビジョン「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く滑川」の実現に向け、「第5次滑川市総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

第5次総合計画では、「市民起点、市民共創」をまちづくりの「基本理念」に掲げ、一人ひとりの「市民」の幸せのために、「市民」と「行政」が対話を繰り返し、共に考え、手を携えながら、将来ビジョンの実現に向けて、各種の施策に取り組んでいます。

今後は、日本全体が急激な人口減少局面に突入すると推測されており、未だかつて経験したことのない新たな局面を迎えることとなり、多様化する行政ニーズに対応していくためには、より効率的・効果的な行財政運営が求められることとなります。

この大綱は、総合計画の着実な推進を図るため、計画的に市の行財政運営に取り組むための指針として位置づけられるものです。

第2 これまでの行政改革の取組状況

本市では、昭和61年3月に策定した第1次行政改革大綱以来、7次にわたる大綱の策定を経て、市民サービスの向上、行政の簡素化・効率化、健全財政の確保に重点を置き、具体的な目標を明確にした実施計画を定め、市民に分かりやすい行政改革に取り組んできました。

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第7次行政改革大綱においては、次の3つの基本的視点のもと、取組事項について実施計画を定め、行政改革を推進してきました。

- 1 多様な活動主体との連携・協働によるまちづくり
- 2 効率的で市民本位のサービス提供の仕組みづくり
- 3 経営視点に立った財政運営

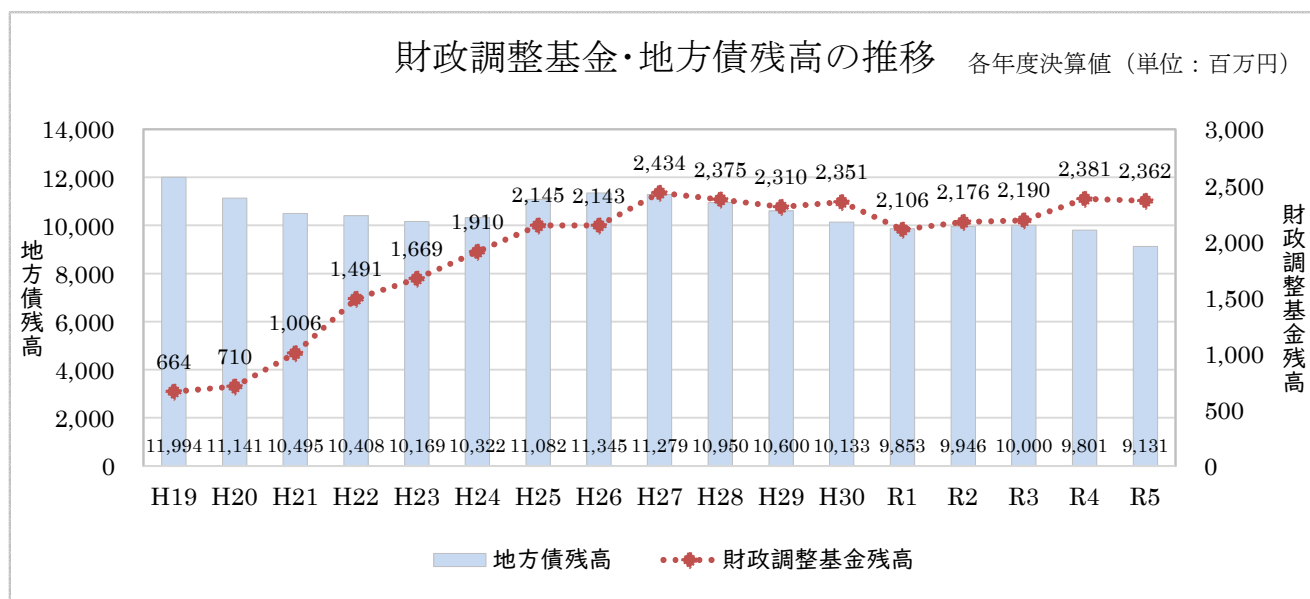
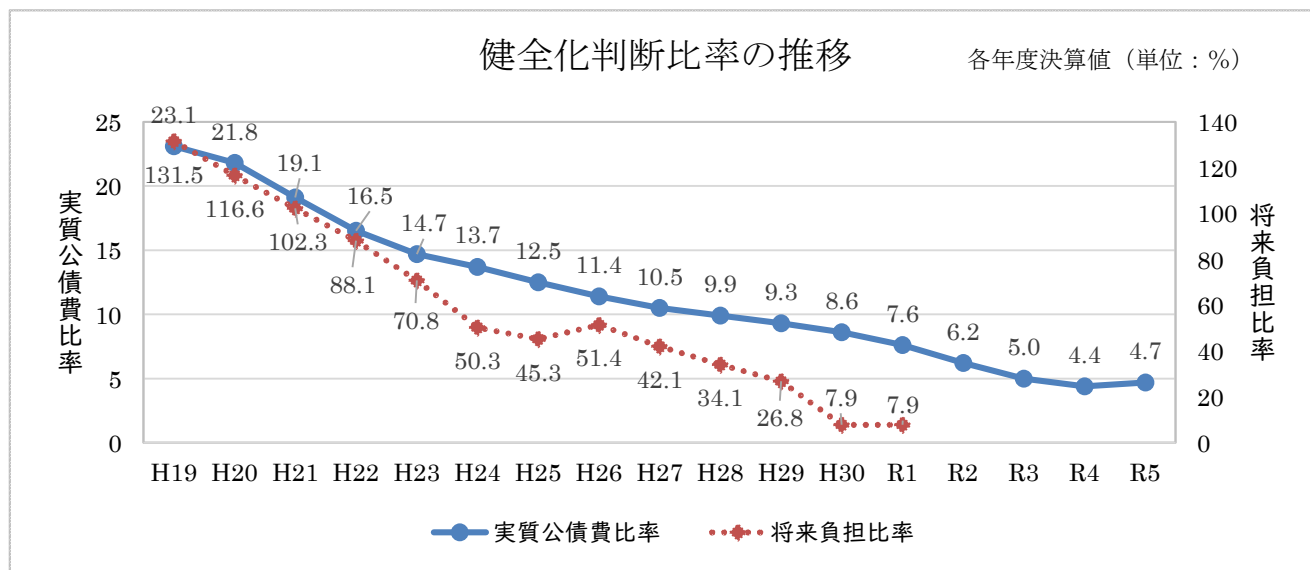
これらの取組についてさらなる深化を図るとともに、現在の本市をとりまく状況を踏まえ、より質の高い行政サービスを効果的に提供するため、一層の取組を進めるものです。

第3 滑川市をとりまく状況と今後の課題

1 財政状況

本市では、平成19年度決算で実質公債費比率が早期健全化基準（25%）に近い23.1%となったことを契機に、平成23年に「滑川市健全な財政に関する条例」を制定し、中期財政計画に基づく計画的な財政運営のもと、徹底した歳出の抑制や、地方債残高の削減に取り組んできました。こうした不断の努力の成果により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率が4.7%、将来負担比率はなしと、財政状況は健全化されています。

今後は、税收等の一般財源や基金残高、市債残高などの財政状況とのバランスのもと、将来の滑川市の発展を見据え、市民サービスの提供に努める必要があります。

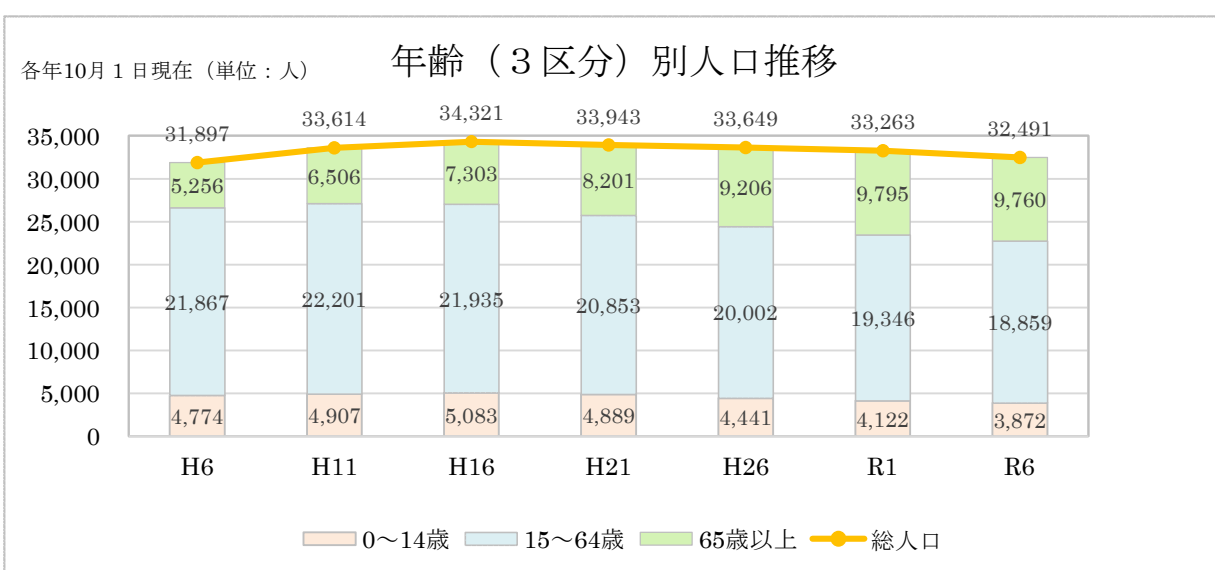


2 人口動態

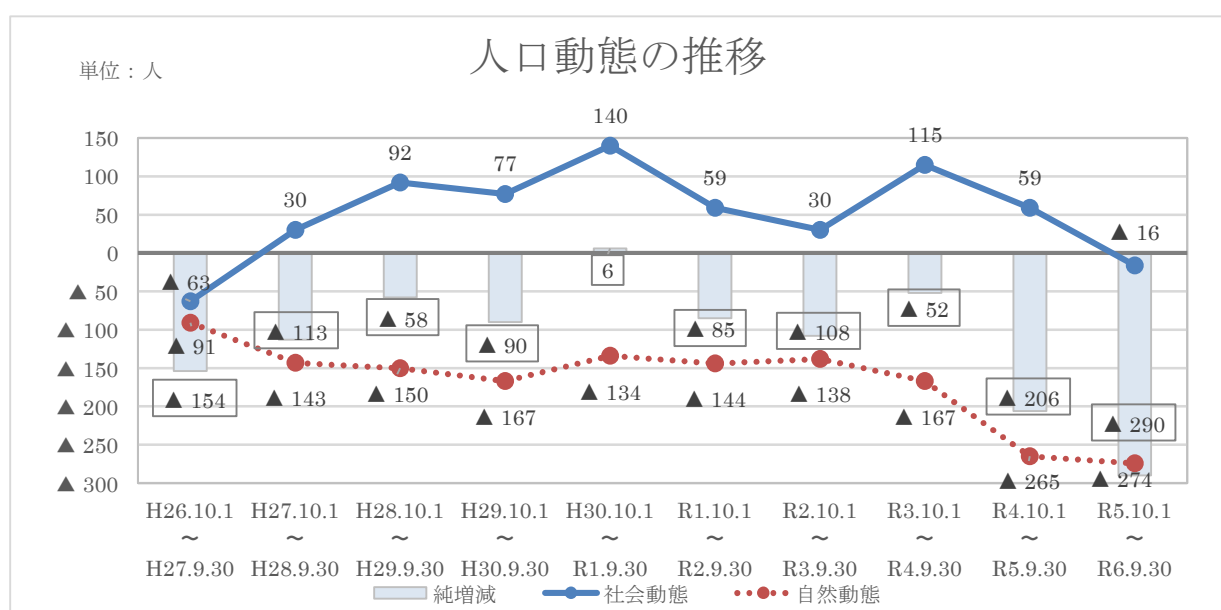
本市の住民基本台帳人口は、平成 16 年をピークに、以後、全国的な人口減少の影響を受け、緩やかな減少を続け、令和 6 年 10 月現在で、32,491 人となっています。

一方、近年では、「子育て応援宣言」に基づく政策として、第 1 子の保育料半額・第 2 子以降の保育料完全無料化や、子ども医療費助成などの子育て支援施策の成果もあり、人口の社会動態（転入－転出）は、平成 27 年以降 8 年連続でプラスで推移してきました。

しかしながら、少子高齢化の進展や若い世代の首都圏等への転出などの影響により、令和 5 年から令和 6 年までの間の社会動態は再びマイナスに転じており、今後は、人口減少局面による社会構造の変化に適応した自治体運営が必要となっています。



資料：住民基本台帳（平成 26 年以降は外国人を含む）



資料：富山県人口移動調査

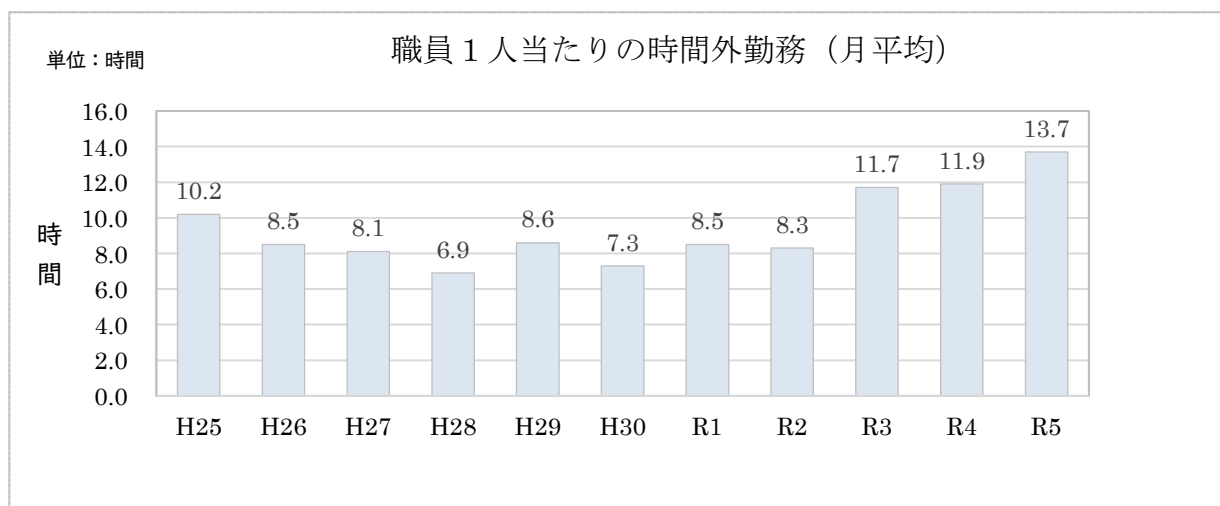
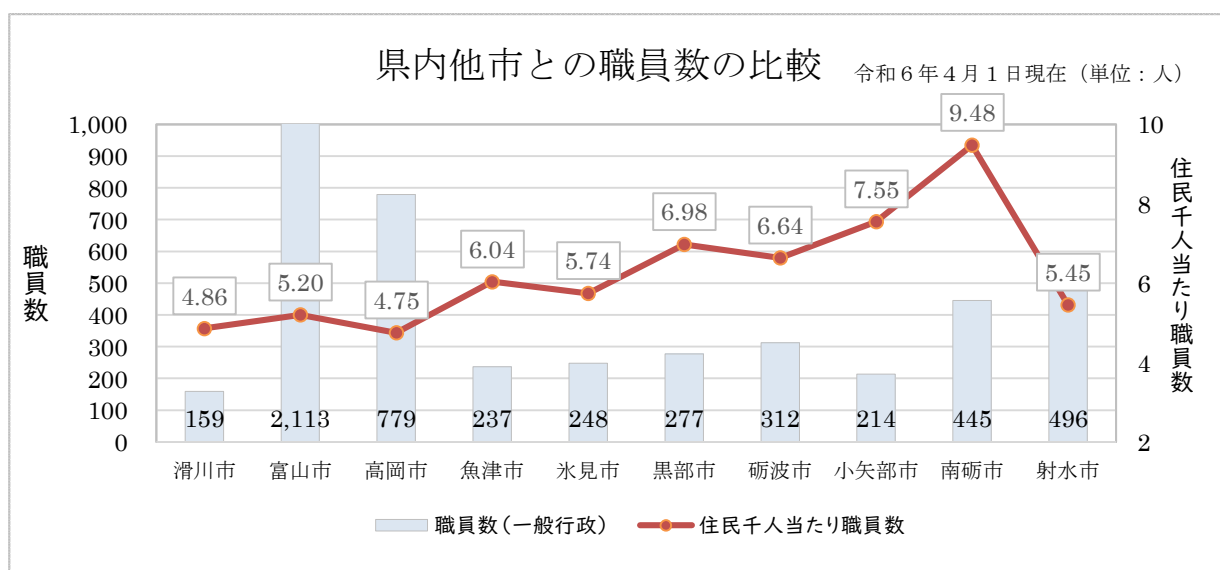
3 人事行政の状況

本市では、平成17年（2005年）度に策定した「集中改革プラン」などに基づき、定数管理の適正化に取り組んでおり、住民千人当たりの職員数はかねてから県内各市や全国の類似団体と比較しても少ない職員数を維持（令和6年4月現在：4.86人／住民千人あたり）するなど、少人数体制による効率的な行政運営を心がけてきました。

しかしながら、総務省に設置された自治体戦略2040構想研究会によれば、高齢者人口がピークを迎える2040年頃には、従来の半分程度の職員でも自治体運営が可能な仕組みを構築する必要がある旨が示唆されています。

職員の時間外勤務については、行政ニーズの多様化に伴う業務の複雑化等により、近年は増加傾向にあることから、職員構成の偏りや労働市場の変化を踏まえた定数管理が求められます。

今後は、多様な主体との共創・協働や先進技術の活用等により、持続可能な形で行政サービスを提供し続けるための体制の転換や、高度化・多様化する行政ニーズに対応できるよう、多様な人材の育成や働き方改革に留意しながら、適正な組織の維持に努めていく必要があります。



第4 行政改革の重点事項

今後の課題を踏まえ、より効率的・効果的で持続可能な行財政運営の推進が求められることから、総合計画に掲げる基本理念や政策基盤に基づき、以下の4つを重点事項に掲げ、本大綱に付帯する実施計画をもとに行政改革に取り組みます。

重点事項		取組内容
1	共創による開かれた行政の推進	「市民起点、市民共創」の基本理念のもと、行政と市民等が信頼関係を深めながら協働してまちを創り上げるため、積極的な市政情報等の発信や市が保有する情報資産の公開を行うとともに、市民等の声を的確に把握するための対話の機会を創出することで、市民参画型の行政運営を推進します。
2	持続可能な行政経営の推進	高度化・多様化する行政ニーズに対応するため、多様な活動主体と行政が共創し、「民間にできることは民間に」を基本に、指定管理者制度を含めた積極的な民間委託等を推進し、公民連携によるまちづくりを推進します。 また、限られた職員・財源で、質の高い行政サービスを提供していくため、デジタル技術の活用により行政事務の迅速化や効率化を図ることで、将来にわたって持続可能な行政経営を推進します。
3	職員の能力を生かした組織力の強化	今後迎えるとされる急激な人口減少局面において、高度化・多様化する行政ニーズに対応していくため、弾力的かつ機動的な組織機構改革や人員配置を行うとともに、各分野における政策立案能力や専門性を発揮し、課題に対し的確かつ主体的に対応する職員の育成や多様な人材の確保等に努めます。 また、公務職場における労働力人口の減少を見据え、新たな勤務体制の構築による業務の継続性の確保や効率化を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現等の「働き方改革」を推進します。
4	経営視点に立った財政運営	生産年齢人口の減少に伴い、引き続き財政面において厳しい状況が見込まれることから、これまでの経緯等にとらわれることなく、施策・制度の抜本的見直しや、国・県の補助制度、交付税制度等の財政措置に対して積極的な情報収集・確保に努めるとともに、市民目線で必要な予算について、創意工夫を凝らした財政運営に努めます。

第5 改革の推進体制

1 計画期間

本大綱は、令和7年度から令和13年度までの7年間を計画期間とします。

2 実施計画の策定

改革を具体的かつ計画的に推進するため、本大綱に沿った主要な取組事項について実施計画を策定するものとし、その内容については毎年度進捗管理を行います。また、新しい行政課題等にも機敏に対応していくこととし、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 推進のための体制

本大綱に基づく行政改革を推進していくため、市長を本部長とする「滑川市行政改革推進本部」において、改革の趣旨、必要性などの徹底を図るとともに、実施のために必要な調整や進行管理を行いながら、全庁一丸となって取り組んでいきます。

また、公募の市民や外部有識者等で構成する「滑川市行政改革懇談会」を設置し、市民、民間の視点に立った様々な意見や提言等をいただきながら、行政改革を推進していく上で必要な事項について調査や審議を行っていくこととします。

4 実施状況の報告と公表

本大綱及び実施計画の進捗状況等については、「滑川市行政改革懇談会」に毎年度報告することとし、その内容や取組状況について各種媒体を通じて、広く市民に公表することで情報の周知と共有に努めるとともに、寄せられた意見等を反映しながら、市民参加型で実効性のある改革の実現に努めていきます。

5 大綱の見直し

本大綱の計画期間中も、社会経済状況の変化や、新たな行政課題等に機敏に対応していくため、必要に応じて大綱の見直しを行うこととします。